平成２２年（フ）第３６１６号
愛知県一宮市北方町曽根字村東258番地
債務者　野田　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０６７号
札幌市豊平区平岸３条４丁目３番27号　シャトレー平岸１号
債務者　青野　克俊
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増谷　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
長崎県長崎市田中町1434番地１　シティハイムレトア102号室、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ1410号
債務者　岩住　康弘
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２１号
札幌市西区発寒７条11丁目２番17―307号
債務者　湊屋　　淳
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
三重県志摩市磯部町穴川895番地88
債務者　西川　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1578番地
債務者　中山　修身
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
石川県かほく市白尾リ42番地
債務者　素野　勇人
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩梅　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６７５号
大分市大字羽田473番地の６
債務者　工藤　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６７７号
大分市大字羽田473番地の６
債務者　工藤　秀徳
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６００号
函館市美原２丁目１番８―102号
債務者　新井田祥侑
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
函館市美原２丁目１番８―102号
債務者　新井田彩佳
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０２号
函館市湯川町１丁目20番８号
債務者　中山　憲弘
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０３号
函館市山の手２丁目53番13号
債務者　長谷川睦美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０５号
函館市堀川町22番８号
債務者　種田　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町志津山190番地１
債務者　廣瀬　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
和歌山県田辺市目良23番13号
債務者　山田　美香
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１３３号
秋田県横手市静町字払小屋88番地１
債務者　木曽　雄太
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５５号
静岡県掛川市上西郷864番地
債務者　村松　政明
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係